

報告第2号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年3月5日

大田原市長 津久井 富雄

損害賠償の額の決定について

令和2年2月5日に発生した、東京都練馬区豊玉北4丁目21番先で発生したレンタカーを使用した物損事故について、当該事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

記

- 1 損害賠償額 20,000円
- 2 相手方の住所及び氏名  
住所 ○○○○○○○○  
氏名 ○○○○